

ま 政 第 167 号
令和 3年 7月26日

公益社団法人山形県トラック協会
会長 熊澤 貞二 様

山形市長 佐藤 孝弘



中心市街地歩行者空間創出等事業の実施について（通知）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本市都市計画行政に、多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、本市では「居心地が良く歩きたくなる（ウォーカブルな）まちなか」づくりを推進するため、中心市街地の道路空間を使い歩行者や来街者のための滞在空間を創出する事業を進めており、その一環として、令和3年度より社会実験を実施します。

つきましては、今年度実施する社会実験の概要をお知らせいたしますので、貴協会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

ご協力のほど何卒よろしくお願いたします。

記

【事業の目的】

道路の整備進捗に合わせ、中心市街地の活性化を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策（3密の回避）として有効性が期待される「屋外」の活用や「風通し」の確保などを意識した道路空間のオープン化等、公共空間の有効活用を社会実験により検討します。また、これらの社会実験を通して効率的かつ機能的、魅力的な都市機能の在り方を検討し、ウォーカブルなまちづくりの実現に繋がります。

【社会実験の概要】

- | | |
|-------|------------------------------|
| 1 時 期 | 令和3年8月～9月 |
| 2 場 所 | すずらん商店街及び七日町大通り |
| 3 内 容 | (別紙参照) |
| 4 その他 | 交通規制等への質問・ご意見は下記担当までお寄せください。 |

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課
担当：都市計画係 尾形・岡崎・後藤
電話番号 023-641-1212 (内線 518)
E-mail toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(別紙)

【令和3年度 社会実験内容】 <参考資料参照>

(1) すずらん商店街

実施場所：一般県道山形停車場下原線

(主) 山形停車場線～(主) 山形朝日線までの間

延長 約 300m

1) 歩道の一部を占用したテーブル等の設置

実施期間：7月1日から(冬期間も実施)

交通規制：歩道の一部

2) 車両通行止めによるテーブル等の設置

実施期間：8月20日(金)、21日(土)、27日(金)、28日(土)及び

9月3日(金)の18時から23時まで

9月4日(土)の10時から23時まで

交通規制：県道及び周辺市道の車両通行止め

ただし、北側区間(約100m)は車両の通行を可能とします。

(2) 七日町大通り

実施場所：国道112号

八文字屋丁字路交差点から旧大沼デパート付近までの間

延長 約 150m

(検討結果によっては、令和4年度以降に範囲を拡大して実施予定)

1) 沿線のほっとなる広場等にテーブル等の設置

実施期間：9月6日(月)から9月15日(水)

交通規制：無し

2) 2車線を1車線に減少させた空間にテーブル等の設置

実施期間：9月16日(木)から9月20日(月)

(荒天による予備日：9月24日(金)から9月27日(月))

交通規制：国道112号の終日車線減少(東側車線のみ通行可)

※ 車線減少区間での荷捌きは原則できなくなります。

ご理解とご協力をお願いします。

山形市中心市街地歩行者空間創出等事業について

一時的なイベントではなく、日常的に人々が滞在できる空間をつくりたい

令和3年7月
山形市まちづくり政策課

概要

- 令和2年3月、国土交通省が募集する“ウォーカーブル推進都市”へ
- 国道112号七日町大通りとすずらん商店街の2箇所において公共空間を活用した滞在空間の創出を行う

令和2年度の取り組み

- コロナ特例を利用し、山形エリアマネジメント協議会がテラス化の実証実験を実施
- 令和3年度の社会実験に向け、各関係機関、商店街、町内会への説明実施
- 学識者（東北大学姥浦教授）と市、すずらん商店街にて勉強会実施
- 七日町商店街とすずらん商店街でプロジェクトチーム発足

今後の取り組み

- 令和3年度に社会実験実施
- 令和3年度中、歩道の一部占用
- 令和4年度以降
 - ・ 国道112号の社会実験区間の拡大
 ⇒ 周辺道路の整備状況等により継続実施

令和3年度社会実験（案）

国道112号

- ① 広場公園、公開空地の活用(9/6～9/15)
国道112号七日町大通り沿線
イス・テーブル等を配置し滞在空間を創出
- ② 2車線を1車線に減少
(9/16～9/20 予備日:9/24～27)
連続する4日間
2車線を1車線に減少させ滞在空間を創出



すずらん商店街

- ③ 通年、歩道の一部を占用(7/1～R4/3/31)
歩道80cmを占用
イス・テーブル等の設置を可能とする



- ④ 金曜・土曜の夜間車両通行止め
(8/20,21,27,28,9/3,4)
金曜・土曜の夜3週間(計6回)
車両全面通行止め



来訪者の滞在時間といった効果の測定を行い、望ましい将来的な道路空間の利用を検証します。

